

ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの取扱いの改定について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ボランティアの皆さまの活動にも大きな影響が生じていることと存じますが、この度、ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症(新型コロナウイルス)を追加し、補償の対象としましたので、ご案内いたします。(2020年2月1日に遡って補償します。)

ケガの補償

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

- ①葬祭費用実額(300万円限度)
②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	Aプラン	Bプラン	Cプラン
葬祭費用	300万円限度	300万円限度	300万円限度
後遺障害	1,420万円限度	2,090万円限度	1,660万円限度
入院日額	6,500円	11,000円	6,500円
通院日額	2,500円	5,000円	3,000円

※特定感染症:感染症予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性肺白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5M1)、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。(感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類)

よくあるご質問

Q1:ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は補償される?
A1:新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2:新型コロナウイルス感染がボランティア活動中かどうかの判断はどうするの?
A2:ボランティア活動中に感染したかどうか(ボランティア活動の実態、院内感染・クラスター等の他の感染要因の有無など)や、発病が保険期間中かどうかなどを確認させていただいて、引受保険会社が判断します。

※このチラシは新型コロナウイルス感染症の取扱いに関するご説明です。その他の補償内容につきましては、パンフレット「ボランティア活動保険」をご参照ください。

<取扱代理店>
株式会社島本保険事務所
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大坂センタービル2F
TEL 06-6252-4519

<引受保険会社>
三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部 第二課
〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1
TEL 06-6233-1512

MS&AD

三井住友海上